

建築基準法による中間検査に係る告示の一部改正について

建築基準法による中間検査の実施について(平成19年岐阜市告示第100号)の一部を次のように改正したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の11の規定により告示し、平成25年6月20日から適用する。

平成25年5月24日

岐阜市長 細江 茂光

第2項中「6年間」を「9年間」に改める。

第3項を次のように改める。

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築、増築又は改築にかかる部分が次のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 法別表第1(1)の項から(4)の項までの(イ)欄に掲げる用途(共同住宅を除く)に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの

(2) 共同住宅で階数が3以上のもの

第4項中備考を次のように改める。

組積造、補強コンクリートブロック造、その他これらに類する構造にあつては、ウ欄を適用する。